

## 第33号議案

### 志木市立郷土資料館条例を廃止する条例

志木市立郷土資料館条例（昭和54年志木市条例第11号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

#### 提 案 理 由

志木市立郷土資料館を廃止したいので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものである。